

## 米国・中国知的財産権訴訟判例解説 (第10回)

# 中国における公知常識の認定

## ~最先端医療図書の記載を公知常識として認定できるか~

国家知識産権局 上訴人(原審被告)

江蘇靶標生物医薬研究所有限公司 被上訴人(原審原告)

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

### 1. 概 要

創造性(日本の進歩性に相当)判断に関し、当該技術領域における公知常識を示す文献が引用される場合がある。一般的には、技術辞書、技術ハンドブック、または教科書が、公知常識を示す証拠として提示される<sup>1</sup>。

しかしながら引用された技術文献が技術辞書、技術ハンドブック、または教科書レベルの公知 常識と言えるか否かが問題となる場合がある。本事件では「腫瘍研究最先端」と称する医学誌が 公知常識としての教科書といえるか否かが争点となった。

最高人民法院は本書の読者層及び内容面等を考慮すれば通常の意味での教科書には該当しない と判断し、公知常識と認定した復審委員会の決定<sup>2</sup>を取り消す判決を下した<sup>3</sup>。

### 2. 背景

#### (1) 特許の内容

江蘇靶標生物医薬研究所有限公司(原告)は、「腫瘍標的腫瘍壊死因子関連アポトーシスリガンド変異体及びその応用」と称する発明特許出願(201110187700.2号)を、2011年7月6日を国家知識産権局に出願した。

請求項1の内容は以下のとおりである。

1. 腫瘍標的腫瘍壊死因子関連アポトーシスリガンド変異体において、

<sup>1</sup> 審查指南第4部分第2章4.1

<sup>2</sup> 第116649号復審請求審査決定

<sup>3 2020</sup>年8月13日最高人民法院判決 (2020) 最高法知行終35号